

韓国における少額事件審判手続について

——履行勧告決定制度の検討を中心にして——

吉 垣 実

〈目次〉

- I. 問題の所在
 - II. 少額事件審判手続の概要
 - III. 少額事件審判手続の検討
 - IV. 日本法への示唆
 - V. 結 論
- [少額事件審判法, 少額事件審判規則 (試訳)]

I. 問題の所在

韓国には、少額事件審判法（以下、「法」という）が存在する。この法は、少額の民事事件を簡易な手続により迅速に処理するため、韓国の民事訴訟法（以下、「韓国民訴訟法」という）の特例として規定されたものであり、訴訟目的の価額が2,000万ウォンを超えない金銭その他の代替物、有価証券の一定の数量の給付を求める事件（以下、「少額事件」という）に適用される。

2006年度の民事本案事件件数表によれば、第1審訴訟事件の新受件数は1,288,987件であり、その約75パーセントにあたる967,588件が少額事件である¹⁾。このように膨大な数の少額事件を迅速に処理するための方策として、法は、①履行勧告決定制度、②訴訟代理に関する特則、③証拠調査に関する特則、④判決に関する特則、⑤上告および再抗告の制限等の特色を有する手続を採用している。

わが国においても、平成8年改正民事訴訟法が目玉の1つとして少額訴訟手続（以下、「少額訴訟」という）が創設され（民事訴訟法第368条ないし第381条、民事訴訟規則第222条ないし第231条）、同10年1月の施行から10年が経過した。この時期に現在の状況を整理し、制度のあり方についてなお配慮すべき点があるかどうかを検討することは、重要な課題であると思われる²⁾。そのための作業の1つとして、わが国の少額訴訟手続とは似て非

1) 2006年度の「民事本案事件件数表」774頁による。韓国・大法院ホームページ [www.scourt.go.kr] から引用した（大法院ホームページ → 情報広場 → 司法統計 → 司法年鑑 → 民事訴訟関係 → 民事本案事件件数表 → 少額事件）。

なる制度である韓国の少額事件審判手続を検討することは、意味のあることと思われる³⁾。

Ⅱ．少額事件審判手続の概要

少額事件審判法および少額事件審判規則（以下、「規則」という）を概観しておくことにしよう。わが国の簡易裁判所の訴訟手続、少額訴訟手続に類似する点についても触れることにする。

1．少額事件の範囲

この法は、地方法院および地方法院支院における少額の民事事件を、簡易な手続により迅速に処理するために、民事訴訟法の特例として規定されたものである（法第1条）。

この法は、地方法院および地方法院支院の管轄事件のうち、大法院規則をもって定める民事事件に適用される（法第2条第1項）。この法に特別の規定がある場合を除いて、民事訴訟法の規定が適用される（同条第2項）。

少額事件の範囲は、提訴したときの訴訟目的の価額が2,000万ウォンを超えない金銭その他の代替物、有価証券の一定の数量の給付を目的とする第1審の民事事件である（規則第1条の2本文）。原告が訴え提起の際、この手続による審理を求める旨を申し述べる必要はなく、上記の範囲内の事件であれば、自動的に少額事件として処理されることになる。

ただし、訴えの変更により本文の規定に該当しなくなる事件（同条但書第1号）、当事者参加、中間確認の訴え、反訴の提起および弁論の併合により、本文の場合に該当しない事件と併合審理することになった事件（同条但書第2号）は、除外される（規則第1条の2但書）。

金銭その他の代替物、一定の数量の給付を目的とする訴訟において、債権者は、法の適用を受ける目的で請求を分割し、その一部のみについて請求することは認められない（法第5条の2第1項）。これは、手続の濫用を防止するためであり、これに違反する訴えは却下される（本条第2項）。反訴は禁じられていない。

わが国の少額訴訟手続においては、反訴は禁止されるが（民事訴訟法第369条）、一部請求は制限されない。

2．履行勧告決定制度

(1) 履行勧告決定

法院は、訴えが提起された場合に、決定で、訴状副本あるいは提訴調書謄本を添付し、被告に対して請求趣旨のように履行するよう勧告することができる（法第5条の3第1項本文）。ただし、督促手続あるいは調停手続から訴訟手続に移行された場合（同条第1項

2) 中島寛・岡田洋佑編・少額訴訟の実務——少額訴訟10年を迎えての現状と展望——（2008、酒井書店）は、審理の現状と問題点の分析がなされている大変貴重な文献である。

3) 本文中の語句表記については、韓国法において用いられている表現に従った。

但書第1号)、請求趣旨あるいは請求原因が不明なとき(同項但書第2号)、その他、履行勧告をすることが適切でないと認定されたとき(同項但書第3号)には、履行勧告をすることができない(法第5条の3第1項但書)。

履行勧告決定には、当事者、法定代理人、請求の趣旨および原因、そして履行条項を記載し、被告に異議申請を認めるとの内容および履行勧告決定の効力の趣旨を付記しなければならない(法第5条の3第2項)。これにより、被告が履行勧告の内容をよく理解せずに決定を受入れることを防止し、当事者間の利益のバランスを保つことができる。

履行勧告決定制度導入の背景には、少額事件における原告の口頭弁論への出頭の煩雑さをなくすために、被告を出頭させることなく事件を処理するための方策を用意し、以て法院の負担軽減を図ろうとのねらいがあったといわれている。原告の主張した事実を争わず、早期の事件解決を望む被告にとっても、メリットのある制度となっている。

わが国には履行勧告決定制度は存在しないが、とくに消費者信用事件において、遠隔地に居住する被告が、分割払いを希望する旨の答弁書を提出し期日に欠席するケースが多いところ、この手立てとして規定された、和解に代わる決定(民事訴訟法第275条の2)や、金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求権について債権者の申立てのみにより(債務者に対する審尋がなされずに)、管轄簡易裁判所書記官が支払い督促を発する、督促手続(民事訴訟法第382条ないし第402条)との共通点も見出すことができる。

(2) 履行勧告決定書

法院書記官・法院事務官・法院主事または法院主事補(以下、「法院事務官等」という)は、履行勧告決定書の謄本を被告に送達しなければならない(法第5条の3第3項本文)。

ただし、韓国民訴法に規定されている郵便送達(第187条)や、公示送達(第194条ないし第196条)による送達方法は認められていない(法第5条の3第3項但書)。これらの方法によらなければ履行勧告決定を送達することができない場合、法院はただちに弁論期日を指定し、少額事件の通常手続により処理しなければならない(同条第4項)。

履行勧告決定が被告に送達されないことを理由に法院から被告住所地の補正命令を受けた原告は、郵便送達や公示送達によらなければ送達することができないことを疎明して、弁論期日指定申請をすることができる(規則第3条の3第1項)。この場合、法院は遅滞なく弁論期日を指定しなければならない(同条第2項)。

上記の規定は、わが国の少額訴訟事件手続における、公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないときは、裁判官は職権で通常の手続により審理及び裁判する旨の決定をしなければならない(民事訴訟法第373条第3項第3号)との規定および督促手続における同旨の規定(民事訴訟法第382条但書)に類似している。

(3) 被告の異議申請

被告は、履行勧告決定書の謄本の送達を受けた日から2週間以内に書面で異議申請をすることができる（法第5条の4第1項）。この期間は不変期間である（同条第2項）。被告は、履行勧告決定謄本の送達前にも異議申請することができる（同条第1項但書）。被告の異議申請があるとき、法院は遅滞なく弁論期日を指定しなければならない（同条第3項）。被告が異議申請したときは、原告主張の事実を争ったものとみなされる（同条第5項）。異議申請した被告は、第1審判決が宣告される前まで、異議申請を取下げることができる（同条第4項）。

法院は、異議申請が適法でない場合において、被告がその不備を補正することができないときには、異議申請を却下しなければならない（法第5条の5第1項）。この決定に対しては、即時抗告することができる（同条第2項）。

被告は、やむを得ない事由により、2週間の期間内に異議申請することができない場合は、その事由が消滅した後2週間以内に、異議申請を追後補完（追完）することができる（法第5条の6第1項）。その事由が消滅したときに外国にいる被告に対しては、その期間は30日とされる（同項但書）。

被告は、異議申請時に書面で追後補完事由を疎明しなければならない（同条第2項）。法院は、追後補完事由に理由がないと判断した場合には、決定で異議申請を却下しなければならない（同条第3項）。この決定に対しては、即時抗告することができる（同条第4項）。異議申請の追後補完があったときには、韓国民訴法第500条（再審と上訴の追後補完申請による時効停止についての規定）が準用される。

被告の異議申請の規定は、わが国の督促手続における、債務者の異議によってはじめて手続が通常の判決手続に移行するとの規定（民事訴訟法第395条）に類似している。

(4) 履行勧告決定の効力

履行勧告決定は、被告が上記の2週間の不変期間内に異議申請しないとき（法第5条の7第1項第1号）、異議申請に対して却下決定が確定されたとき（同項第2号）、そして、異議申請が取下げられたとき（同項第3号）のいずれか1つに該当するとき、確定判決と同一の効力を有する（法第5条の7第1項）。既判力はないとされている。

履行勧告決定が確定判決と同一の効力を有するときには、法院事務官等は、履行勧告決定の正本を原告に送達しなければならない（同条第2項）。確定判決と同一の効力を有しない履行勧告決定は、第1審法院で判決が宣告されたとき、その効力を失うことになる（同条第3項）。

(5) 履行勧告決定に基づく強制執行

履行勧告決定に基づく強制執行は、執行文の付与を受ける必要がなく、履行勧告決定の正本（法第5条の7第2項）によって執行することができる（法第5条の8第1項本文）。

ただし、履行勧告決定の執行に条件をつけた場合（同項但書第1号）、当事者の承継人

のために強制執行する場合（同項但書第2号）、当事者の承継人に対して強制執行する場合（同項但書第3号）のいずれか1つに該当する場合はこの限りでない（法第5条の8第1項但書）。

原告が多くの通数の履行勧告決定書の正本を申請する場合、又はすでに付与された履行勧告決定書の正本を申請する場合において、原告が決定書を返還せずに申請したとき、法院事務官等はこれを付与するが、この場合、その事由を原本と正本とに記載しなければならない（同条第2項）。これは被告への二重の執行を回避する等、被告を保護するための規定でもある。

請求に関する異議の主張に関しては、韓国の民事執行法第44条第2項の規定による制限を受けない（第5条の8第3項）。すなわち、口頭弁論終結前においても、請求異議の訴えを提起することができる。請求異議の訴えにつき、韓国法もわが国の民事執行法第35条第2項の規定と同様に、確定判決についての異議の事由は、口頭弁論の終結後に生じたものに限定されるとされている。しかし、履行勧告決定制度は、簡易迅速な処理を実現するための制度であるがゆえに、被告の権利侵害のおそれを否定することができない。そこで、救済の範囲を広げておくための規定（第5条の8第3項）が置かれることになった。

履行勧告決定に基づく強制執行の規定は、わが国の督促手続における、支払い督促に対して債務者が督促異議の申立てをしないときは、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促に手続の費用額を付記して仮執行の宣言をしなければならないとの規定（民事訴訟法第391条第1項）に類似している。

3. 手続上の特例

(1) 訴訟代理に関する特則

当事者の配偶者・直系血族・兄弟姉妹は、法院の許可なく訴訟代理人になることができる⁴⁾（法第8条第1項）。この訴訟代理人は、当事者との身分関係および授權関係を書面で証明しなければならない（法第8条第2項）。しかし、授權関係については、当事者が判事の面前において口述で前記の訴訟代理人を選任し、法院事務官等が調書にこれを記載したときは、書面による証明を要しない（同条第2項）。

これまでは、「戸主」も訴訟代理人となることが許されていた（同条第1項）が、2008年から「戸主」の制度自体が廃止となった。

(2) 口述による訴えの提起

訴えは、口述によってこれを提起することができる（法第4条第1項）。口述によって訴えを提起するときには、法院事務官等の面前において陳述しなければならない（同条第

4) 韓国において、合議部事件では弁護士以外の者による訴訟代理は認められていないが、単独事件では裁判長の許可を得て、弁護士資格を有しない者も訴訟代理人となることができる。少額事件の場合、当事者と緊密な家族関係にある者は、裁判長の許可を要せずに、訴訟代理人となることができる。

2項)。この場合には、法院事務官等は、提訴調書を作成して、これに記名捺印しなければならない（同条第3項）。

当事者双方は、任意に法院に出頭して、訴訟について弁論することができる（法第5条第1項）。この場合、訴えの提起は口述による陳述により行う（同条第2項）。

口述提訴する場合、法院事務官等は、提訴調書の末尾に、韓国民訴法第274条第1項に規定された事項（準備書面記載事項）を添付することができる（規則第3条第1項）。

わが国においても、簡易裁判所の手続の特則において、口述の起訴が認められ（民事訴訟法第271条）、当事者双方が開廷時間中にそろって出頭すれば、ただちに口頭弁論の開始を求めることができ、この場合にも当然口頭で起訴がなされる（同第273条）。

(3) 1回審理の原則

訴えの提起がなされた場合、判事は、ただちに弁論期日を指定することができる（法第7条第1項）。この場合、判事は、できるだけ1回の期日で審理を終わらせるように努めなければならない（同条第2項）。この目的を達成するため、判事は、弁論期日前においても当事者に証拠申請させる等、必要な措置をとることができる（同条第3項）。

原告に対する最初の期日通知書には、次の事項を記載しなければならない（規則第5条第1項）。最初の期日に必要なすべての証拠方法を提出するための事前準備をすること（同項第1号）、最初の期日前にも証拠申請が可能であること（同項第2号）、書証を提出するときには、同時にその複写本2通を添付して提出しなければならないこと（相手方の数が2人以上であるときには、その数に1を加えた通数）（同項第3号）、そして、証人訊問を申請するときには、申請書と同時に訊問事項の要旨を記載した書面4通を提出しなければならないこと（相手方の数が2人以上であるときには、その数に3を加えた通数）（同項第4号）。

訴状副本あるいは提訴調書謄本は、遅滞なく送達されなければならない（法第6条本文）。わが国の少額訴訟手続においても一期日審理の原則が採られている（民事訴訟法第370条）。

(4) 審理手続上の特則

判事は、必要な場合、勤務時間外又は公休日にも開廷することができる（法第7条の2）。法院は、訴状・準備書面その他、訴訟記録によって請求に理由がないことが明らかであるときには、弁論なく請求を棄却することができる（法第9条第1項）。判事の更迭がある場合においても、弁論の更新なく判決をすることができる（同条第2項）。

調書は、当事者の異議がある場合を除いて、判事の許可があるときには、調書に記載すべき事項を省略することができる（法第11条第1項）が、弁論の方式に関する規定により遵守しなければならない事項、和解・認諾・抛棄・取下げおよび自白については省略することができない（同条第2項）。

(5) 証拠調査に関する特則

判事は、必要と認定するときには、職権で証拠調査をすることができる。しかし、その証拠調査の結果に関しては、当事者の意見を聞かなければならない（法第10条第1項）。

証人の訊問は判事が行うが、当事者は判事に告げて訊問をすることができる（同条第2項）。これは交互訊問制を廃止したものである。少額事件においては、本人訴訟および当事者と緊密な関係にある一定の者が訴訟代理人となるケースが多いところ、当事者等による交互訊問の実施が必ずしも効果的でないため、判事が職権で行うことになったものである。しかし、当事者は、申請により訊問することができる（同条第2項）。当事者による訊問の機会を保障することは、少額事件判決の正当性を担保することに繋がろう。

判事は、相当と認定するときには、証人または鑑定人の訊問の代わりに書面を提出させることができる（同条第3項）。訊問に代替して書面の提出を決定づけられた証人または鑑定人は、法院にその訊問書を提出するときには、住民登録抄本または洞・里長が同一性を証明する書面を添付しなければならない（規則第6条第1項）。

証人または鑑定人に対する書面訊問は、裁判事務に関する文書様式による訊問書を送達して行う（同条第2項）。証人または鑑定人は、訊問書に署名・捺印しなければならない（同条第3項）。

わが国においては、裁判所が相当と認める場合には、証人、当事者本人または鑑定人の尋問にかえて、供述書または鑑定書の提出ですませることもできる（民事訴訟法第278条）。一般の手続では、当事者に異議がないときに可能であるが、その要件は不要である（同第205条）。また、少額訴訟において、証拠調べは即時に取り調べられる証拠に限られ（同第371条）、証人には宣誓させないこともできる（同第372条第1項）。証人尋問の順序も、裁判所の裁量で、交互尋問でなく、裁判所がまず尋問することもできる（同第372条第2項）。証人尋問の申立てををするときは、尋問事項書を提出しなくてもよい（民事訴訟規則第225条）。調書には証人等の陳述を記載することを要しない（同第227条第1項）。

少額事件審判法においては、わが国において認められているような電話会議システムの利用による証人尋問を行うための規定（民事訴訟法第372条第3項、民事訴訟規則第226条第1項）は存在しない。

(6) 判決に関する特例

判決の宣告は、弁論終結後直ちにすることができる（法第11条の2第1項）。判決を宣告する際、主文を朗読し、主文が正当であることを示すのに必要な範囲内で、その理由の要旨を口述しなければならない（同条第2項）。判決書には、韓国民訴法208条（判決の記載事項）の規定にかかわらず、理由を記載しないことが許される（同条第3項）。

少額事件手続と民事訴訟手続との最も大きな違いの1つは、判決理由記載の有無についてであろう。少額事件においては理由を記載しなくてよいため、判事の負担は大幅に軽減されることになる。もっとも、控訴審判決においては理由を記載しなければならない。

わが国においても、簡易裁判所の手続の特則において、判決の記載についての簡略化が

認められている（民事訴訟法第280条）。少額訴訟手続においても、判決の言渡しは、相当でないと認める場合を除き、口頭弁論の終結後直ちに（同第374条第1項）とされ、言渡しは、裁判長が主文および理由の要旨を告げて行う（民事訴訟規則第229条第2項、同第155条第3項）。判決原本に基づかないで言い渡し、後にその内容を書記官が調書に記載して判決原本に代えることができる（民事訴訟法第347条第2項、同第254条第2項）。この判決に代わる調書をその謄本をもって当事者に送達する（同第374条第2項、同第255条第2項）。

(7) 上告および再抗告の制限

少額事件に対する地方法院本院合議部の第2審判決と決定・命令に対しては、法律・命令・規則または処分が憲法違反であるか否か、命令・規則または処分が法律違反であるか否かの判断が不当であるとき（法第3条第1号）、大法院の判例に相反する判断がなされたとき（同条第2号）のいずれか1つに該当する場合に限り、大法院に上告と再抗告をすることができる（法第3条）。上告または再抗告理由書には、上記いずれかに該当する事由のみについて具体的に明示しなければならず、それ以外の事由を記載したときは、記載されなかったものとみなされる（規則第2条）。

上告および再抗告の制限についての規定が置かれていることも、この手続の特色の1つであるといえる。

韓国民訴法は、わが国の民事訴訟法に規定されている裁量上告制度（民事訴訟法第318条第1項）を採用していない。大法院は、上告審手続に関する特例法第4条第1項⁵⁾に基

-
- 5) 第4条の審理の不続行の規定は、大法院の負担を軽減するための方策であり、わが国の裁量上告制度と同様の機能を果すものといえる。第4条第1項は、次のように規定されている。

大法院は、上告理由に関する主張が次の各号の1つの事由を含まないと認定されるときは、審理をすることなく判決により上告を棄却する。

1. 原審判決が憲法に違反するとき、または憲法を不当に解釈したとき。
2. 原審判決が命令・規則または処分の法律違反に対して不当に判断したとき。
3. 原審判決が法律・命令・規則または処分に対する大法院判例と相反する解釈をしたとき。
4. 法律・命令・規則または処分に対する解釈に大法院判例が存在しない場合、大法院判例を変更する必要がある場合。
5. 第1号ないし第4号の他に、重大な法令違反に関する事由があるとき。
6. 民事訴訟法第424条第1項1号ないし第5項の事由があるとき。

韓国民訴法第424条は、絶対的上告理由についての規定であり、第1項1号ないし第5号は、次のように規定されている。

1. 法律に従って判決法院を構成しなかったとき。
2. 法律により判決に関与できない判事が判決に関与したとき。
3. 専属管轄に関する規定に違反したとき。
4. 法定代理権、訴訟代理権又は訴訟代理人が訴訟行為をするのに必要な[特別な]授權を欠いてい

づく、審理の不続行という制度を多く用いることで、負担軽減を図っている。上告事件は、その形式と内容により、①形式的要件を具備していない不適法な事件、②形式的要件は具備しているものの、法の列挙する上告理由を満たしていない事件、そして、③形式的要件および上告理由ともに満たしている事件の3つに分類することができる。審理不続行は、②に適用され、判決理由の記載なく上告棄却をし、かつこれを宣告することなく送達すれば足りる。この制度は、刑事事件を除く事件に適用され、上告事件の終局事由の約60%を占めるといふ。

そのような状況において、上告および再抗告の制限についての規定を少額事件審判手続に盛り込んだ理由は、膨大な事件数を簡易迅速に処理することを徹底するためである。

わが国の少額訴訟において、その判決に対して控訴は許されない（民事訴訟法第377条）。判決書またはそれに代わる調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができるのみである（同第378条第1項）。口頭弁論を経ない異議却下判決（民事訴訟法第378条第2項、同第359条）および異議後の訴訟の判決（同第379条第1項）に対しても、控訴することはできないが（同第380条第1項）、最高裁判所への特別上告が許される（同第380条第2項、同第327条）。

(8) その他の特例

当事者は、市郡法院で裁判を受けることができる。市郡法院には判事一人が置かれているが、一人の判事が3カ所の市郡法院の判事を兼ねることもある。これによる不都合は、遠隔地映像裁判によって補われることになっているが、あまり利用されていないようである。

Ⅲ．少額事件審判手続の検討

(1) 少額事件審判手続の特徴

少額事件審判の審理においては、事件処理を簡易・迅速に行うための手続が採用されている⁶⁾。その特徴として、履行勧告決定制度の採用、当事者と緊密な家族関係にある者に、法院の許可なく当事者の代理人としての地位を認めていること、職権証拠調査および書面訊問を採用し、交互訊問制を廃止していること、判決の宣告は口頭弁論の終結後直ちにすることができ、判決理由の記載を不要としていること、上告および再抗告を制限していること等を挙げることができる。

(2) 2006年度における事件処理の状況⁷⁾

第1審訴訟事件の新受件数1,288,987件のうち、単独事件が279,804件、合議事件が

たとき。

5. 口頭弁論を公開する規定に違反したとき。

6) National Court Administration. THE SUPREME COURT of Korea (August 2007) at 51.

41,595件であり、967,588件が少額事件である。全体の約75.1パーセントが少額事件ということになる。少額事件の中でも、消費者金融およびカードの支払いに関するものが多くを占めるということである。

少額事件の終局事由をみると、既済事件合計数903,380件のうち、【訴状却下】によるものが7,470件存在している。【判決】によるものが、532,138件であり、その内訳をみると、[原告勝訴]が513,260件、[原告一部勝訴] 7,771件、[原告敗訴] 10,793件、[却下] 273件、[その他] 41件となっている。

【取下げ】は、62,692件存在している。【履行勧告】によるものが265,831件、【調停】21,618件、【和解】7,334件、【認諾】94件、【移送】4,175件、【その他】2,028件である。【控訴事件】は、10,364件であり、控訴率は約2%ということになる。

(3) 少額事件審判手続の評価

上記のデーターから、当該手続が利用者の権利保護に大きな役割を果たしていることが窺われるが、とりわけ、2001年に新設された履行勧告決定制度による事件処理件数と控訴率の低さは、注目に値する。

履行勧告制度は、法院が訴状内容を踏まえ、被告の勧告受入れ可能性を判断基準として、勧告決定をするものである。被告が勧告を受け入れた場合、訴訟は終了するが（法第5条の4第1項）、異議申請をすれば、弁論期日が指定される（同条第3項）。前者の場合、当事者双方が口頭弁論に出頭せずとも、紛争解決がなされることになるうえに、法院も事務手続を含めた煩雑な手続を回避できるというメリットがある。

履行勧告決定に対して、被告が期間内に異議申請をしないとき（法第5条の7第1項第1号）、異議申請に対して却下決定が確定されたとき（同項第2号）、異議申請が取下げられたとき（同項第3号）のいずれか1つに該当するとき、決定は確定判決と同一の効力を有することになる（法第5条の7第1項）。

履行勧告決定に基づく強制執行は、判決の場合と異なり、前述のように、一定の場合（法第5条の8第1項但書第1号ないし第3号）を除いて、執行文の付与を受ける必要がない（法5条の8第1項本文）。この強制執行の特例規定と勧告決定の規定とは解きがたく結びついており、紛争の早期解決のみならず早期の執行を実現する上で極めて有用な手段となっているといえる⁸⁾。

しかし、このような解決を、通常の民事訴訟手続とは異なる簡易迅速な方法で実現する場合、とくに被告の利益保護に配慮する必要がある。被告が履行勧告決定の内容を十分理解し、異議申請の機会の保障等の情報を得た上で、態度決定できるようにすることが不可

7) 2006年度 民事本案事件件数表・前掲注(1)774頁。

8) 履行勧告決定制度における裁判機関と執行機関との未分離は、原告はもとより被告にとっても紛争の早期解決がなされるため、当事者双方にとり、メリットがあるといえる。誤解をおそれずにいえば、履行勧告決定を受け入れた当事者に、このような利益を享受させるということを立法者が考えていたとすれば、政策的色彩の強い規定ということになるだろう。

欠となる。

法はこの要請に応えるべく、郵便送達や公示送達（韓国・民訴法第187条，同第194条ないし第196条）による決定の送達をとくに禁止し（法第5条の3第3項但書），直接送達以外の方法によらなければならない場合には，ただちに弁論期日を指定し，一般の少額事件として取り扱う（法第5条の3第4項）として，被告の利益保護を図っている。

今後も，履行勧告決定制度は，少額事件審判手続の支柱として機能すると思われるが，韓国には督促手続前置主義を取り入れた既存の制度である督促手続制度が存在するところ，それをベースにした改善策が考えられてよいとの有力説も存在する⁹⁾。もっとも，督促手続は時間がかかる等の理由から，それほど多くの利用はなされていないようである。

（4）少額事件審判手続の問題点

当該手続を概観してみると，①高額な訴額の問題，②手続保障の問題，③利用回数無制限の問題，④判決手続と強制執行手続の分化の問題，⑤弁済期猶予，分割弁済規定の必要性の問題，そして，⑥既存制度との関係についての問題等が挙げられる。

①高額な訴額の問題

少額事件は，提訴したときの訴訟目的の価額が2,000万ウォンを超えない金銭その他の代替物，有価証券の一定の数量の給付を目的とする第1審の民事事件とされている（規則第1条の2）が，目的価額が高額すぎるように思われる。

わが国においては，訴訟の目的の価額が140万円を超えない請求について，簡易裁判所が第1審管轄権を有し（裁判所法第33条第1項），さらに，60万円以下の金銭支払請求訴訟について，少額訴訟として特則を設けている（民事訴訟法第368条ないし第381条）が，それと比べても，少額事件の訴訟目的額は高額である。

もっとも，わが国の少額訴訟のように，取り調べることができる証拠方法が制限されず，控訴も禁止されていないことからすれば，2,000万ウォンという目的価額は許容されとの見方もできよう。

②手続保障の問題

簡易迅速な手続により事件処理をする場合，手続保障に十分配慮した審理が行われるべきであるが，法および規則を運用する際，それがどの程度実現されるのかについて，疑問がある。

たとえば，履行勧告決定は「口頭弁論期日前に行われる判決予告」という側面を有しているため，勧告決定を受けた被告が，異議申請をためらうことも少なくないように思われる。また，法は，原則として証人訊問を判事に行わせることにし，当事者の申請があった

9) 李時潤・新民事訴訟法〔第4版〕（2008）841頁。李博士は，オーストリアの制度である督促手続前置主義を採用した，督促手続制度を利用するべきであるとされる。

場合にのみ当事者による訊問を認めている（法第10条第2項）が、本人訴訟を前提とする少額事件において、当事者がこの規定の意味をどの程度理解するのか疑問である。少なくとも、当事者訊問の重要性についての説明が、判事により当事者になされる必要があろう¹⁰⁾。

少額事件の70パーセント以上が、消費者金融およびカード関連事件であり、事件処理に一定のモデルが存在するであろうこと、多くの事件を短期間内に的確に処理できる能力を有する経験豊富な判事が少額事件を担当することになっているとしても、訴訟目的価額が高額であることを考えれば、手続保障の要請はよりつよく働こう。

③利用回数無制限の問題

韓国においては、わが国と異なり、簡易裁判所は設置されていない。訴訟目的価額2,000万ウォン以下の金銭その他の代替物、有価証券の一定の数量の給付を目的とする事件は、自動的に少額事件として処理される。このため、少額事件手続と、簡易裁判所で扱う訴訟の中でも、とくに60万円以下の金銭の支払いを求める訴えについて、利用者が代理人を頼まなくても簡単に利用できるように簡略化したわが国の少額訴訟手続とを、単純に比較することは難しい。

少額訴訟手続においては、この手続の利用が一部の者に独占されないように、同一人が利用できる回数は、同一の簡易裁判所で、同年に10回までと制限されている（民事訴訟法第368条1項但書、民事訴訟規則第223条）が、韓国にこのような規定を導入することは、裁判を受ける権利の侵害につながるため、無理であろう。

しかし、少額事件手続が金融業による債権取立てのために占領されることは、健全とはいえないように思われる。督促手続との役割分担が可能であれば、回数制限を設けても、裁判を受ける権利の侵害という問題は回避されるように思われる。

④判決手続と強制執行手続の分化の問題

少額事件手続によると、原告が請求認容判決を得たとしても、その後さらに執行手続を経なければならない（法第11条の2）。これは、通常の民事訴訟手続の場合と同様に、裁判機関と執行機関とが分離されているためである。しかし、少額事件の場合においてまで、両者を分化することになると、利用者に煩雑な手続を強いることになるとの指摘がなされている¹¹⁾。簡易迅速な手続により早期に判決を得ても、執行に一定の時間を要するとなる

10) 韓国民事訴訟法においても弁論主義が採用されているが、実務では、判事の職権が極めて強化されており、釈明権が適切な範囲で行使されないこともあるという。判事の多くが、通常民事訴訟手続よりも少額事件審判手続を使いやすいと考えているという。

以上については、胡文赫〔金春訳〕「民事訴訟法の継受と伝播——韓国の経験と重要課題——」松本博之・出口雅久編・民事訴訟法の継受と伝播（2008，信山社）51頁。

胡教授は、近時、弁護士強制主義を採用する条件が整いつつある、とされるが、少額事件に強制主義を適用することは難しいように思われる。

11) 李・前掲注(9)841頁。

と、当該手続の設置目的が果たされないことになる。その改善策としては、わが国の規定が参考となろう。

わが国の少額訴訟において原告の請求を認容する判決を言い渡す場合、裁判所は、職権で仮執行の宣言を付さなければならない（民事訴訟法第376条第1項）。これは原告の負担を軽減させ、早期の執行を可能にするためのものである。必要的に仮執行宣言が付されることから、確定を待たずに債務名義となる（民事執行法第22条第2号）。少額訴訟の判決に基づき強制執行する場合には、その正本に基づき行われることとされているから、単純執行文の付与を受ける必要がない（同第25条但書）。この規定も原告の負担を軽減し、早期の執行を可能ならしめるものである。

さらに、少額訴訟債権執行制度（同第167条の2ないし第167条の14）の採用¹²⁾により、少額訴訟手続で簡易迅速に債務名義を取得した債権者が、引き続き簡易裁判所の裁判所書記官に金銭債権執行の申立てができるようになった。これは少額債権者の権利実現に便宜を図るものであり、今後の活用が期待されている。

⑤支払猶予、分割払い規定の必要性

訴訟目的の価額が高額であることを考えると、弁済期を猶予し、分割弁済を認めることは、履行を容易にするためにも必要な措置となろう。韓国においてこの種の規定が置けない理由の1つとして、原告の権利を、法院の命令で猶予、分割することは、憲法違反につながるとの考えが強いことが挙げられる。

しかし、韓国の実務においても、判事は必要に応じて猶予、分割払い計画を立てる場合もあるという。むしろ、この柔軟な事件処理のあり方を肯定し、わが国のような明文規定（民事訴訟法第375条第1項）を置くことも有用であろう。当該規定を置けば、履行を容易にするのみならず、上記④の問題との関連において、強制執行を用いるとすれば費用倒れも予想されるところ、それを回避することにも繋がろう。

⑥既存制度との関係

財産明示手続（韓国・民事執行法第61条）、債務不履行者名簿登載制度（同第70条）、監置制度（同第68条）、財産目録制度（同第75条）等、現行制度の積極的な利用が必要であるとの指摘がなされている¹³⁾。

これらの方法は、債権者が容易に満足を得られるよう、強制執行の効率性を確保すべく考案されたものであるといわれている。

債務者が金銭債務を履行せず、かつ、その財産の調査確認が困難な場合、強制執行の申立権を有する債権者は、所得財産を特定した財産目録の提出を債務者に命ずるよう法院に

12) 平成16年11月26日、民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第152号）が成立し、平成17年4月1日から施行された。中野貞一郎・民事執行法〔増補新訂5版〕（2008、青林書院）711頁。

13) 李・前掲注（9）841頁。

申立てることができる。

債務者が法院の命令に従わないときあるいは虚偽の目録を提出した場合、当該債務者は、禁固、罰金、拘留に処せられる。判決確定後、強制執行可能となった後6ヶ月以内に債務者が義務を履行しなかったとき、財産目録の提出を命ずる法院の命令に従わなかったとき、または、虚偽の財産目録を提出したときには、債権者は当該債務者を債務不履行者名簿に登載することを法院に申立てることができる（債務不履行者名簿登載制度）。

債務者が債務不履行者名簿に登載されると、当該情報が金融機関に提供され、債務者の今後の信用取引は困難となる。

民事執行法は、債務者の財産の調査を可能とする新しい方法を導入した。すなわち、債務者が財産目録の提供を命ずる法院の命令に従わなかった場合あるいは虚偽の財産目録を提出した場合、債権者は、法院に債務者の財産調査を求めることができるとした。法院は、債権者の申立てに基づいて、債務者の不動産や金融資産に関する情報を電子データの形で保有する機関に調査を行い、情報提供命令を発することができる。債権者はその後、当該機関が提出した情報の使用が可能となり、執行段階に入ることになる¹⁴⁾。

IV. 日本法への示唆

(1) 少額事件訴訟手続の概要

わが国の少額訴訟手続は、60万円以下の金銭の支払いを求める訴えについて、簡易裁判所が原則として一期日に審理を終え判決を言い渡すという簡易迅速な手続（民事訴訟法第368条ないし第381条，民事訴訟規則第222条ないし第231条）である。

平成8年改正法により30万円以下の金銭支払を求める訴えについて創設され、平成15年改正法により60万円以下の金銭の支払いを求める訴えにその対象が拡大された¹⁵⁾。原告が訴え提起の際、この手続による審理裁判を求める旨を述べることによって行われる（民事訴訟法第368条第2項）。

口頭弁論の方式によって審理がなされる点において通常の判決手続と共通性を有するが、原則として1回の期日で審理が終結すること（同第370条第1項）、証拠が即時に取り調べるものに限定されること（同第371条）、判決が弁論終結後直ちになされること（同第374条）、判決において支払猶予を命じうること（同第375条）、不服申立て手段として控訴が許されず（同第377条）、受訴裁判所に対する異議のみが認められること（同第378条）などの特則がある。少額訴訟手続が原告の利益を優先していることとの均衡から、被告には通常手続への移行申述権が与えられる（同第373条）¹⁶⁾。この手続の利用が一部の者に独占されないように、利用回数を1人、1裁判所、1年あたり10回に限定している（同第

14) National Court Administration, *supra*note 6, at 51.

15) 民事訴訟法・人事訴訟法 新旧対照条文・別冊 NBL 82 (2003) 201頁以下（民事訴訟法改正要綱 中間試案の補足説明）。新堂幸司・新民事訴訟法〔第3版補正版〕（2005，弘文堂）879頁以下。

16) 伊藤眞・民事訴訟法〔第3版3訂版〕（2008，有斐閣）13頁以下。

368条第3項、民事訴訟規則第223条)。

(2) 少額訴訟事件の推移と事件処理の現状

この10年間の年ごとの新受件数は、平成10年8,348件、同11年10,027件、同12年11,128件、同13年13,504件、同14年17,181件、同15年18,117件、同16年21,761件、同17年23,584件、同18年22,679件となっている¹⁷⁾。

東京簡易裁判所の統計によると、この10年間でもっとも多い事件の種類は、敷金返還請求、賃金・解雇予告手当請求、交通事故による損害賠償請求、売買代金請求であるという¹⁸⁾。

終局事由につき、平成10年から同19年6月までの間で、平均すると、判決が約37.8パーセント、和解が39.6パーセント、取下げが20.6パーセントである。

和解につき、通常事件の場合が約25.7パーセントであるから、少額訴訟の場合、それよりも15.4パーセント高いことになる。判決につき、対席判決約32.8パーセント、欠席判決約67.2パーセントである。

異議申立事件数をみると、平成10年120件、同11年183件、同12年202件、同13年243件、同14年345件、同15年326件、同16年363件、同17年418件、同18年400件となっている。これらの数字を少額訴訟事件判決総数に対比すると、異議申立の割合は平均して約5.7パーセントになるという¹⁹⁾。

(3) 少額事件における事件処理の状況との比較

制度の設置目的が必ずしも同一でなく、規定の異なる手続による事件処理の状況を比較することは難しいが、ここでは、【新受件数】、【事件の種類】、【終局事由】、【異議申立件数】の相違点について概観しておくことにする。

【新受件数】につき、2006年のデータで比較すると、わが国の少額訴訟が22,679件であるのに対して、少額事件は967,558件である。この差異は、訴額の違いや回数制限の有無などに起因するものと思われる。とくに訴額との関係につき、わが国において地方裁判所で取り扱われる給付請求事件が、韓国では少額事件として処理されることに留意する必要がある。

つぎに、【事件の種類】、【終局事由】、【異議申立件数】につき、ここ10年間の少額訴訟と2006年度の少額事件のデータとを比べてみることにする。

【事件の種類】につき、少額訴訟は、敷金返還、賃金、解雇予告手当をめぐる事件が上位を占めるが、少額事件の方は、消費者金融、カード支払いの事件が全体の約70パーセントを占める。この点についても、回数制限による影響が出ているものと思われる。【終局事由】については、少額訴訟は、判決が約37.8パーセント、和解が約39.6パーセントであ

17) 司法統計年表および中島・岡田・前掲注(2)8頁〔中島寛執筆〕による。

18) 中島・岡田・前掲注(2)9頁〔中島寛執筆部分〕。

19) 同11頁。

るのに対して、少額事件の方は、判決が約60パーセント、履行勧告が約30パーセントであり、和解は、0.01パーセントである。

和解率に大きな開きがあるように見えるが、履行勧告決定による解決は、法院による「口頭弁論期日前になされる和解案の提示」あるいは、「口頭弁論期日前になされる判決予告」を被告が受け入れたものであると考えれば、和解的解決が図られたものとみることでもできよう。

少額訴訟において和解率が高い理由として、敷金返還においては、国および都のガイドラインや判例の蓄積があり、当事者が判決を求めて争わないからであるとの指摘がなされている²⁰⁾が、少額事件において履行勧告決定を受け入れる被告にも同様の傾向があるのではないと思われる。被告は、決定内容を受け入れるか否かの判断にあたり、事件類型における解決基準を踏まえ、ある程度、判決結果を予測した上で決断するであろう。

このようにみると、和解および履行勧告決定による事件処理の方法は、迅速性のみならず当事者の納得という面からも評価できるものであるといえる。

【異議申立て】について、少額訴訟における異議申立ての割合は約5.7パーセントであり、少額事件の控訴率は、約2パーセントである。少額事件に比べると数値が高いが、多くの当事者が少額訴訟判決の結果を受け入れていることを示す数値であるといえよう。

上記のことから、少額訴訟と少額事件の利用結果をみると、共通する部分も少なくないということができよう。

(4) 法改正による機能強化

少額訴訟手続が創設された後、少額訴訟の実務に影響を与える法改正が行われた。少額訴訟の訴額上限の引上げ（民事訴訟法第368条第1項）、少額訴訟債権執行制度の採用（民事執行法第167条の2ないし第167条の14）については簡単に触れた。その他、和解に代わる決定手続の採用（民事訴訟法第275条の2）、司法書士に対する訴訟代理権の付与（司法書士法第3条第1項第6号）がある。

上記の改正は、いずれも少額訴訟の機能を強化するものである²¹⁾が、ここでは、平成15年改正法で認められた和解に代わる決定手続と少額訴訟手続との関係に注目してみたい。

(5) 和解に代わる決定手続と少額訴訟手続との関係

(a) 和解に代わる決定

平成15年民事訴訟法の改正により、平成16年4月1日から簡易裁判所の民事訴訟に和解に代わる決定の手続（民事訴訟法第275条の2）が採用された。

20) その他、交通事故に基づく損害賠償請求の場合には、少額訴訟ということで請求額が低いために、過失割合について、厳密な判断を求めることなく合意ができること、また、全事件に共通していることとして、一期日審理を原則とする少額訴訟を原告は選択し、被告はそれに同意したということが当事者心理として働いている、との指摘もなされている。同10頁。

21) 同5頁。

簡易裁判所における金銭の支払いの請求を目的とする訴えについて、被告が口頭弁論で原告の主張事実を争わず、その他なんらの防御方法も提出しない場合に、裁判所は、被告の資力その他の事情を考慮して相当と認めるときは、原告の意見を聴いて、5年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払いについて、その時期を定め若しくは分割払いの定めをし、又は、これと併せて、その時期の定めに従い支払いをしたとき、若しくはその分割払いの定め期限の利益を失うことなく支払いをしたときは、訴え提起後の遅延損害金の支払債務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払いを命ずる決定をすることができる²²⁾。

簡易裁判所における金銭の支払い請求訴訟については、被告側が事実を争わず、分割払いを内容とする和解を希望し、原告としても、取り立ての負担を考えて、これに応じることが少なくない。ただ遠隔地にいる等の理由から、被告が裁判所に出頭しない場合には、このような和解的解決を図ることができない。そこで、これまでの実務では、事件を民事調停に付した上で（民事調停法第20条）、調停にかわる決定制度（同第17条）を利用して²³⁾が、迂遠な方法を避け、かつ当事者に争いがなくかつ相当と認めるときには、直ちにこの決定ができるようにして、円滑な和解的解決を図れるようにしたものである。

一般の手続にも、当事者の一方が欠席したままでも、和解を成立させる手続（民事訴訟法第264条）があるが、これを一層簡略化したものであるといわれている²⁴⁾。

(b) 和解に代わる決定手続と少額訴訟手続との関係

少額訴訟においても、被告が原告の請求を認めたくて、分割払いの希望をする旨を記載した答弁書を提出し、口頭弁論期日に欠席するという事案は少なくなく、このような場合には、和解に代わる決定²⁵⁾をすることも多いという²⁶⁾。

少額訴訟との関係においては、①3年を超えない範囲内において、支払いの期限を定め若しくは分割払いの定めをする場合に、少額訴訟の分割払い判決（民事訴訟法第375条）によるべきか、和解に代わる決定によるべきか、という問題と、②3年を超えて5年を超えない範囲内で、支払いの時期を定め若しくは分割払いの定めをする場合には、少額訴訟判決ではなく、和解による決定を行うほかないが、この場合、少額訴訟のままで和解による決定をしてよいか、それとも通常手続に移行した上で決定をすべきか、という問題とがある²⁷⁾。

①につき、両者は、分割払いを認めることにより、被告による任意の履行をしやすくす

22) 梅本吉彦・民事訴訟法（第3版）（2007、信山社）1032頁以下。

23) 民事訴訟法改正要綱中間試案の補足説明・前掲注(15)201頁以下。付調停制度をこのように便宜的に使用することを避けるためということもあり、新設された。中島・岡田・前掲注(2)7頁〔中島寛執筆〕。

24) 新堂・前掲注(15)799頁。

25) 民事訴訟法第275条の2による和解に代わる決定も可能である。新堂・前掲注(15)883頁。

26) 中島・岡田・前掲注(2)7頁〔中島寛執筆〕。

27) 中島・岡田・前掲注(2)280頁〔深田英夫執筆〕。

るという共通点を有しているが、3年を超えない範囲の場合、和解による決定を行う必要性は乏しいうえ、和解に代わる決定の場合、審理を終了し判決は追って指定となるところ、分割払判決という形でその期日に終局させることができるのであれば、少額訴訟によるべきであろう²⁸⁾。

②について、当事者間で分割支払い等の合意ができており、あえて通常手続に移行する必要性がないこと、少額訴訟によれば少額債権執行が可能であること、少額訴訟においては、少額訴訟に関する特則のみならず民事訴訟法の一般規定および簡易裁判所の訴訟手続に関する特則も適用されることから、少額訴訟のままで、和解に代わる決定を行うことは許されよう²⁹⁾。

(c) 履行勧告決定類似の取扱いの可能性

少額訴訟の実務においては、被告が裁判所に出頭することなく、5年を超えない範囲内で、その金銭支払請求の時期の定めもしくは分割払いの定めをすることが許容されている。

そうであるならば、被告が口頭弁論において、原告主張の事実を争わず、その他何らの防御方法を提出しないことが容易に予測される事件については、原告の出頭を要せずに、事件を処理することはできないであろうか。履行勧告決定類似の制度を用いることができるれば、少額軽微な事件を、より簡易な手続によって迅速に処理することができる。

まず、解釈論としての検討を要するが、わが国にはすでに、督促手続制度が置かれており、履行勧告決定制度は、わが国の制度と相容れないものではないように思われる。

V. 結 論

以上、韓国の少額事件審判手続について概観した。この手続は、わが国の簡易裁判所の手続の特則や少額訴訟手続との共通点を少なからず有しているが、対象とする事件は大きく異なっている。わが国において地方裁判所で取り扱われる給付請求事件が、韓国においては少額事件手続によって処理されている。

少額事件が、民事第1審訴訟事件の新受件数の約75パーセントを占める韓国において、少額手続の果たす役割は非常に大きい。それゆえに、この手続には、簡易迅速に事件を処理するための具体的方策が随所に盛り込まれているが、とくに着目すべき制度として、履行勧告決定の制度が挙げられる。

この制度は、わが国には存在しないが、少額訴訟の実務において参考にするべき点が少なくない。被告が口頭弁論において原告の主張事実を争わないことが容易に予想できる事件において、履行勧告決定類似の制度を機能させることができれば、事件解決の迅速性も高まろう。

28) 同280頁。

29) 同281頁。

今後、少額訴訟の利用率は、訴額上限の引上げ、少額訴訟債権執行制度の採用、和解に代わる決定手続の採用、司法書士に対する訴訟代理権限等の付与等、法改正による機能強化により、さらに高まることが予想されるが、事件内容との関係においてみれば、事件処理のあり方は、2つに大別することができよう。

第1は、争いのある事件・審理に困難さをともなう事件³⁰⁾ 処理のあり方であり、第2は、被告が口頭弁論において原告主張の事実を争わず、支払方法だけが問題となっているような事件³¹⁾ 処理のあり方である。それぞれの事件内容に応じた事件処理が必要であるが、後者の場合には、事件処理の迅速化・効率化により力点を置いた運用がなされてもよいように思われる。その1つの方法として、履行勧告制度は有用な手段となり得よう。そのような運用がなされれば、わが国の少額訴訟は、より画期的な制度となるように思われる。

[少額事件審判法、少額事件審判規則（試訳）]

少額事件審判法

第1条（目的）

この法は、地方法院および地方法院支院において、少額の民事事件を簡易な手続により迅速に処理するために、民事訴訟法に対する特例を規定することを目的とする。

第2条（適用範囲等）

- ①この法は、地方法院および地方法院支院の管轄事件中大法院規則をもって定める民事事件（以下、“少額事件”という）に適用する。（1980.1.4 本項改正）
- ②第1項の事件においては、この法に特別の規定がある場合を除いて、民事訴訟法の規定を適用する。

第3条（上告および再抗告）

少額事件に対する地方法院本院合議部の第2審判決と決定・命令に対しては、次の各号

30) 答弁書の提出率が高く、当事者同士が真剣に争い、出席率が高く、審理にある程度の時間がかかるような事件である。例として、敷金返還請求訴訟、交通事故の損害賠償請求訴訟（物損）などが挙げられる（もっとも、両者ともに和解で解決されている事件が多い）。争いのある事件については即日判決言渡しがなされないこともあろう。

また、インターネット取引に関する訴え、消費者契約法、消費者保護立法をめぐる訴え等は、その請求の内容が多様化するとともに、複雑、専門化することになるとの指摘がなされている。中島・岡田・前掲注(2)15頁〔中島寛執筆〕。

31) 答弁書の提出率が低く、欠席判決の割合が高い事件である。たとえば、売買代金請求事件が挙げられる。また、事件類型を問わず、被告が原告の請求を認めており、支払方法だけが問題となっている事件も含まれる。

の1つに該当する場合に限り、大法院に上告と再抗告することができる。

1. 法律・命令・規則または処分が憲法違反であるか否か、命令・規則または処分が法律違反であるか否かの判断が不当であるとき。
2. 大法院の判例に相反する判断がなされたとき。

第4条（口述による訴えの提起）

- ①訴えは、口述によってこれを提起することができる。
- ②口述によって訴えを提起するときには、法院書記官・法院事務官・法院主事または法院主事補（以下、“法院事務官等”という）の面前において陳述しなければならない。（2001.1.29 本項改正）
- ③第2項の場合には、法院事務官等は、提訴調書を作成して、これに記名捺印しなければならない。（2001.1.29 本項改正）

第5条（任意出頭による訴えの提起）

- ①当事者双方は、任意に法院に出頭して、訴訟について弁論することができる。
- ②第1項の場合に、訴えの提起は口述による陳述により行う。

第5条の2（一部請求の制限）

- ①金銭その他の代替物、有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求において、債権者は少額事件審判法の適用を受ける目的で請求を分割し、その一部のみについて請求をすることができない。
- ②第1項の規定に違反する訴えは、判決でこれを却下しなければならない。（1990.1.13 本条新設）

第5条の3（決定による履行勧告）

- ①法院は、訴えが提起された場合に、決定で、訴状副本あるいは提訴調書謄本を添付して、被告に請求趣旨のように履行することを勧告することができる。ただし、次の各号の1つに該当するときはこの限りでない。
 1. 督促手続あるいは調停手続から訴訟手続に移行された場合。
 2. 請求趣旨あるいは請求原因が不明なとき。
 3. その他、履行勧告をすることが適切でないと認定されたとき。
- ②履行勧告決定には、当事者、法定代理人、請求趣旨および請求原因、履行条項を記載して、被告が異議申請をすることができるという内容と履行勧告決定の効力の趣旨とを付記しなければならない。
- ③法院事務官等は、履行勧告決定書の謄本を被告に送達しなければならない。ただし、その送達は、民事訴訟法第187条、第194条ないし第196条に規定した方法としては、これを行うことができない。（2002.1.26 本項改正）

- ④法院は、民事訴訟法第187条、第194条ないし第196条に規定された方法によらなければ履行勧告の決定を送達することができない場合には、ただちに弁論期日を指定して、一般事件として処理しなければならない。(2002.1.26 本項改正)
- (2001.1.29 本条新設)

第5条の4（履行勧告決定に対する異議申請）

- ①被告は、履行勧告の決定書の謄本の送達を受けた日から2週間以内に書面で異議申請をすることができる。ただし、その謄本の送達前にも異議申請をすることができる。
- ②第1項の期間は、不変期間とする。
- ③法院は、第1項の異議申請があるときは、遅滞なく弁論期日を指定しなければならない。
- ④異議申請をした被告は、第1審判決が宣告される前まで、異議申請を取り下げることができる。
- ⑤被告が異議申請をしたときは、原告が主張した事実を争ったものとみなす。
- (2001.1.29 本条新設)

第5条の5（異議申請の却下）

- ①法院は、異議申請が適法でないと認定する場合において、その不備を補正することができないときには、異議申請を却下しなければならない。
- ②第1項の決定に対しては、即時抗告することができる。
- (2001.1.29 本条新設)

第5条の6（異議申請の追後補完）

- ①被告は、やむを得ない事由により、第5条の4第1項の期間内に異議申請をすることができない場合には、その事由が消滅した後2週間内に異議申請を追後補完することができる。ただし、その事由が消滅したときに外国にいる被告に対しては、その期間を30日とする。
- ②被告は、異議申請時に、書面で追後補完事由を疎明しなければならない。
- ③法院は、追後補完事由に理由がないと認定するときには、決定で異議申請を却下しなければならない。
- ④第3項の決定に対しては、即時抗告することができる。
- ⑤異議申請の追後補完があったときには、民事訴訟法第500条を準用する。(2002.1.26 本項改正)
- (2001.1.29 本条新設)

第5条の7（履行勧告決定の効力）

- ①履行勧告決定は、次の各号の1つに該当するとき、確定判決と同一の効力を有する。

1. 被告が第5条の4第1項の期間内に異議申請をしないとき。
2. 異議申請に対して却下決定が確定されたとき。
3. 異議申請が取り下げられたとき。

- ②法院事務官等は、履行勧告決定が確定判決と同一の効力を有するときには、履行勧告決定の正本を原告に送達しなければならない。
- ③第1項に該当しない履行勧告決定は、第1審法院で判決が宣告されたとき、その効力を喪失する。

(2001.1.29 本条新設)

第5条の8（履行勧告決定に基づく強制執行の特例）

- ①履行勧告決定に基づく強制執行は、執行文の付与を受ける必要がなく、第5条の7第2項によって執行することができる。ただし、次の各号の1つに該当する場合はこの限りでない。
 1. 履行勧告決定の執行に条件をつけた場合。
 2. 当事者の承継人のために強制執行する場合。
 3. 当事者の承継人に対して強制執行する場合。
- ②原告が多数の履行勧告決定書の正本を申請する場合、または既に付与された履行勧告決定書の正本を申請する場合、履行勧告決定書を返還せずに申請したときには、法院事務官等はこれを付与する。この場合、その事由を原本と正本に記載しなければならない。
- ③請求に関する異議の主張に関しては、民事執行法第44条第2項の規定による制限を受けない。(2002.1.26 本項改正)

(2001.1.29 本条新設)

第6条（訴状の送達）

訴状副本あるいは提訴調書謄本は、遅滞なく送達されなければならない。ただし、被告に履行勧告決定書の謄本が送達されたときには、訴状副本あるいは提訴調書謄本が送達されたものとみなす。

(2001.1.29 本条改正)

第7条（期日の指定等）

- ①訴えの提起があった場合、判事は、民事訴訟法第256条ないし第258条の規定にかかわらず、ただちに弁論期日を指定することができる。
- ②第1項の場合、判事は、できるだけ1回の期日で審理を終わらせるように努めなければならない。
- ③第2項の目的を達成するために、判事は、弁論期日前においても当事者に証拠申請させる等、必要な措置をとることができる。

(2002.1.26 本条改正)

第7条の2 (公休日、夜間の開廷)

判事は、必要な場合、勤務時間外又は公休日にも開廷することができる。

(1990.1.13 本条新設)

第8条 (訴訟代理に関する特則)

- ①当事者の配偶者・直系血族・兄弟姉妹あるいは戸主は、法院の許可なく訴訟代理人になることができる。
- ②第1項の訴訟代理人は、当事者との身分関係および授權関係を書面で証明しなければならない。しかし、授權関係については、当事者が判事の面前において口述で第1項の訴訟代理人を選任し、法院事務官等が調書にこれを記載したときは、この限りでない。

(2001.1.29 但書改正)

第9条 (審理手続上の特則)

- ①法院は、訴状・準備書面その他、訴訟記録によって請求に理由がないことが明白であるときには、弁論なく請求を棄却することができる。
- ②判事の更迭がある場合においても、弁論の更新なく判決をすることができる。

第10条 (証拠調査に関する特則)

- ①判事は、必要と認定するときには、職権で証拠調査をすることができる。しかし、その証拠調査の結果に関しては、当事者の意見を聞かなければならない。
- ②証人は判事が訊問する。しかし、当事者は判事に告げて訊問することができる。
- ③判事は、相当と認定したときには、証人または鑑定人の訊問の代わりに書面を提出させることができる。
- ④ (2002.1.26 削除)

第11条 (調書の記載省略)

- ①調書は、当事者の異議がある場合を除いて、判事の許可があるときには、調書に記載すべき事項を省略することができる。
- ②第1項の規定は、弁論の方式に関する規定の遵守と和解・認諾・抛棄・取下げおよび自白に対してはこれを適用しない。

第11条の2 (判決に関する特例)

- ①判決の宣告は、弁論終結後ただちにすることができる。
- ②判決を宣告する際、主文を朗読し、主文が正当であることを示すのに必要な範囲内で、

その理由の要旨を口述しなければならない。

③判決書には、民事訴訟法第208条の規定にかかわらず、理由を記載しないことが許される。(2002.1.26 本項改正)

(1990.1.13 本条新設)

第12条～第14条 (1990.1.13 削除)

第15条 (1996.11.23 削除)

第16条 (施行規則)

本法施行に関して必要な事項は、大法院規則で定める。

付則 (2001.1.29)

この法は、公布した日から施行する。

付則 (2002.1.26)

この法は、2002.7.1 から施行する。

少額事件審判規則

第1条 (目的)

この規則は、少額事件審判法 (以下“法”という) の施行に必要な事項を規定することを目的とする。

(2001.2.3 本条改正)

第1条の2 (少額事件の範囲)

法第2条第1項の規定による少額事件は、提訴したときの訴訟目的の価額が2,000万ウオンを超えない金銭その他の代替物、有価証券の一定の数量の給付を目的とする第1審の民事事件とする。ただし、次の各号に該当する事件は、これを除外する。

1. 訴えの変更により、本文の規定に該当しなくなる事件。
2. 当事者参加、中間確認の訴え、反訴の提起および弁論の併合により、本文の場合に該当しない事件と併合審理することになった事件。

(1985.12.23 本条改正)

第2条（上告または再抗告理由書の記載方式）

上告また再抗告理由書には、法第3条各号に該当する事由のみについて、具体的に明示しなければならない。これ以外の事由を記載したときには、記載されなかったものとみなす。

第3条（口述提訴）

①法第4条または法第5条第2項によって口述提訴をする場合に、法院書記官、法院事務官、法院主事または主事補（以下、“法院事務官等”という）は、提訴調書の末尾に民事訴訟法第274条第1項に規定された事項を添付することができる。（2002.6.28 本項改正）

②（2001.2.3 削除）

第3条の2（訴状副本）

原告は、訴状に、原告と被告の数に1を加えた通数の訴状副本を添付しなければならない。

（2001.2.3 本条新設）

第3条の3（弁論期日指定申請）

①原告は、法第5条の3第1項による履行勧告決定が被告に送達されず、法院から被告の住所地に関する補正命令がなされた場合、民事訴訟法第187条または第194条ないし第196条に規定された方法によらなければ送達することができないことを疎明して、弁論期日指定申請をすることができる。（2002.6.28 本項改正）

②第1号の場合に、法院は、遅滞なく弁論期日を指定しなければならない。

（2001.2.3 本条新設）

第4条（1991.8.26 削除）

第5条（最初の期日通知書の記載事項）

①法第7条第2項の目的を達成するために、原告に対する最初の期日通知書には、次の各号の事項を記載しなければならない。

（2002.6.28 本条改正）

1. 最初の期日に必要なすべての証拠方法を提出するための事前準備をすること。
2. 最初の期日前にも証拠申請が可能であること。
3. 書証を提出するときには、同時にその複写本2通を添付して提出しなければならないこと（相手方の数が2人以上であるときには、その数に1を加えた通数）。

（2001.2.3 本号改正）

4. 証人訊問を申請するときには、申請書と同時に訊問事項の要旨を記載した書面

4 通を提出しなければならないこと（相手方の数が2人以上であるときには、その数に3を加えた通数）。(2001.2.3 本号改正)

② (2001.2.3 削除)

(2003.6.28 本条題目改正)

第6条（書面訊問の方式）

①法第10条第3項による訊問に代替して書面を提出することを決定づけられた証人または鑑定人は、法院にその訊問書を提出するときには、住民登録抄本または洞・里長が同一性を証明する書面を添付しなければならない。

②証人または鑑定人に対する書面訊問は、裁判事務に関する文書様式による訊問書を送達して行う。(2002.6.28 本項改正)

③訊問書には、証人または鑑定人は署名・捺印しなければならない。

第7条 (2001.2.3 削除)

第8条（民事訴訟規則の適用）

少額事件の審判に関して、この規則に特別の規定がある場合を除いて、民事訴訟規則の規定を適用する。(1990.8.21 本条改正)

第9条 (1990.8.21 削除)

第10条 (1990.8.21 削除)

第11条 (1988.2.13 削除)

付則 (2001.2.3)

この規則は、公布した日から施行する。

付則 (2002.6.28)

この規則は、2002年7月1日から施行する。

[別表] (1988.2.13 削除)

以上

〔付記〕

筆者は、2008年4月から2009年3月までの1年間、漢陽大学法学部において在外研究を行う機会を得ました。貴重な機会をお与え下さった韓国監査院の金滉植院長（元大法院大法官）、漢陽大学法学部長の李哲松教授、韓勝判事、金炯料判事に心より厚くお礼を申し上げます。

本稿は在外研究成果の一部です。本稿の執筆にあたり、金滉植先生よりご指導を賜りました。金滉植先生に心よりお礼を申し上げます。

（2008年6月14日脱稿）